

## スズキセニアカーおでかけ安心プラス利用規約

スズキセニアカーおでかけ安心プラス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、スズキ株式会社（適格請求書発行事業者登録番号：T8080401002431）が提供するセニアカー向け見守り通信サービス（以下「おでかけ安心プラス」といいます。）、「見守り者向けサービス」（以下「見守り者向けサービス」といいます。）、および「サブユーザー向けサービス」（以下「サブユーザー向けサービス」といいます。）、おでかけ安心プラス、見守り者向けサービスと併せて、以下「本サービス」といいます。）の利用に関する決まりを定めたものです。本サービスをご利用になるお客様は、本規約の内容をご承諾・遵守のうえ、本サービスをご利用いただくものとします。

なお、スズキ株式会社は、本サービスの運営、本サービスにかかる契約の締結業務等を株式会社コヴィア（以下「当社」といいます。）に委託しています。

### 第1章（総則）

#### 第1条（定義）

本規約において用いられる用語の定義は次の各号に掲げる通りとします。

1. 「契約希望者」とは、おでかけ安心プラスへの申し込みを希望するお客様のうち、おでかけ安心プラス利用契約が成立するまでの間のお客様をいいます。ただし、本サービス利用者を除きます。
2. 「運転者」とは、おでかけ安心プラスにおいて、利用対象車両を運転する人物として登録されたお客様をいいます。
3. 「見守り者」とは、第8条に基づき、おでかけ安心プラスの利用に関し当社との間でおでかけ安心プラス利用契約を締結したお客様であって、おでかけ安心プラスにおいて、運転者を見守る人物として自身を登録し、本サービスのうち「見守り者向けサービス」を利用できるお客様をいいます。
4. 「サブユーザー」とは、見守り者からの招待通知に基づき、サブユーザーとして自身を登録し、本サービスのうち「サブユーザー向けサービス」を利用できるお客様をいいます。
5. 「本サービス利用者」とは、見守り者、運転者およびサブユーザーを総称していいます。
6. 「本サービスアカウント」とは、本サービスの利用にかかるアカウントをいいます。
7. 「おでかけ安心プラスアプリ」とは、スズキ株式会社が提供する本サービス用の情報通信端末向け WEB サイトをいいます。
8. 「利用対象車両」とは、当社が本サービスの対象車両として定めるセニアカーであって、見守り者または運転者が所有もしくは管理する車両をいいます。
9. 「見守り通信機」とは、本サービスの利用を目的として利用対象車両に搭載される通信機端末をいいます。
10. 「見守り通信機セット」とは、見守り通信機およびその電源ソケット等、本サービスに用いられる見守り通信機のセットを総称していいます。
11. 「通信端末」とは、おでかけ安心プラスアプリを閲覧するために、見守り者またはサブユーザーが本サービスの利用登録設定を行った PC、スマートフォン等の情報通信端末をいいます。
12. 「個人情報」とは、氏名、住所その他特定の個人を識別することができる情報をいいます。
13. 「車両情報」とは、利用対象車両の状態に関する情報（位置情報・走行ルート・車両状態を含みますが、これらに限りません。）をいいます。

#### 第2条（本規約の適用および変更）

1. 契約希望者は、次条に従って申込みを行いこれに対して当社の承諾を得ることにより、当社と契約希望者との間でおでかけ安心プラス利用契約が成立した場合は、本規約および当社が別途定めるプライバシーポリシー

(以下「プライバシーポリシー」といいます。)が適用されることについて同意します。

2. 当社またはスズキ株式会社は、本サービス利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合において当社またはスズキ株式会社は、変更後の規約の内容を本サービスのおでかけ安心プラスアプリに掲載、またはその他当社またはスズキ株式会社が適切と判断する方法により、本サービス利用者に対して通知をするものとします。
3. 前項により本規約の変更を通知した後も本サービス利用者が本サービスを利用した場合、本サービス利用者は変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

### 第3条 (利用申込み)

契約希望者は、本規約の各条項を承諾のうえ、第2章に基づき、本サービスアカウントを作成するものとし、本サービスアカウントの作成完了後、第3章および第4章に基づき本サービスの利用を申し込むものとします。なお、既に本サービスアカウントを保有している契約希望者が第3章に従って本サービスの利用を申し込む場合、改めて本サービスアカウントを作成する必要はありません。

### 第4条 (本サービス利用者に対する本規約およびプライバシーポリシーの適用)

1. 見守り者は、本サービスを第三者(運転者およびサブユーザーをいいます)に利用させる場合、当該第三者に本規約およびプライバシーポリシーの内容を周知し、その同意を得た上で本サービスを利用させるものとします。
2. 見守り者は、前項に定める第三者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、本サービス利用者による本規約に違反する行為は、見守り者による違反とみなされることに同意します。

## 第2章 (本サービスアカウント)

### 第5条 (本サービスアカウントの作成)

本サービスアカウントを保有していない契約希望者は、当社の指定する方法により、見守り通信機にあらかじめ付与されている仮アカウントを使用して本サービスアカウントを作成するものとします。

### 第6条 (本サービスアカウント作成の拒否等)

当社は、契約希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスアカウントの作成を拒否することができるものとします。また、本サービスアカウントの利用開始後であっても、契約希望者または本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は本サービスアカウントを停止することができるものとし、契約希望者は、これを異議なく承諾し、また運転者およびサブユーザーに承諾させるものとします。

- (1) 本規約違反などの理由により、過去に本サービスアカウントの利用の拒否または本サービスアカウントの利用の停止を受けたことがある場合
- (2) 本サービスアカウントの情報に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
- (3) 契約希望者または本サービス利用者が本サービスアカウントを利用開始した時点で民法上の制限行為能力者(未成年者等)であって、本サービスアカウントの利用開始にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
- (4) 当社またはスズキ株式会社が、契約希望者または本サービス利用者を、本サービスを利用する者として不適当と判断する場合

### 第7条 (ユーザーID、パスワード等の管理)

1. 契約希望者および本サービス利用者は、第5条により作成した本サービスアカウントにかかるユーザーID、

パスワード等（以下、総称して「ユーザーID等」といいます。）を、自ら責任をもって管理および使用するものとし、当該ユーザーID等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとしします。

2. 当社およびスズキ株式会社は、ユーザーID等の管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等により契約希望者、本サービス利用者または第三者に損害が生じた場合でも、当社またはスズキ株式会社の故意または重過失の場合を除き、責任を負わないものとしします。

### 第3章（おでかけ安心プラス）

#### 第8条（おでかけ安心プラス利用契約の成立および有効期間）

1. おでかけ安心プラス利用契約は、所定の申し込み方法によりおでかけ安心プラスの契約希望者が申込みを行い、当社がこれを承諾したときに成立するものとしします。
2. 当社は、前項によって承諾する場合は、おでかけ安心プラスの契約希望者がおでかけ安心プラスを利用できるようになったときをもって、当社が前項の承諾をなしたものとしします。
3. おでかけ安心プラス利用契約の有効期間は、前2項に基づき当該契約が成立した日から本規約に従って当該契約が終了したとき（理由の如何を問いません。）またはおでかけ安心プラスの提供が終了したときまでとしします。
4. 当社との間でおでかけ安心プラス利用契約が成立した契約希望者は、自身を見守り者として設定するものとしします。

#### 第9条（おでかけ安心プラス利用契約の申込みの拒否）

当社は、契約希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込みを拒否することができるものとしします。また、承諾後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、利用申し込みに対する承諾の取消しを行うことができるものとし、見守り者はこれを異議なく承諾するものとしします。

- (1) 本規約違反などの理由により、過去におでかけ安心プラスの利用申込みを拒否またはおでかけ安心プラス利用契約の取消しを受けたことがある場合
- (2) 申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
- (3) 契約希望者が利用申込みを行った時点で民法上の制限行為能力者（未成年者等）であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
- (4) 当社が、契約希望者、運転者、見守り者またはサブユーザーを、本サービスを利用する者として不適当と判断する場合

#### 第10条（おでかけ安心プラスの内容）

1. おでかけ安心プラスの主な内容についてはおでかけ安心プラスホームページ（<https://www.suzuki.co.jp/welfare/information/odekakeanshinplus>）をご確認ください。なお、おでかけ安心プラスの対応言語は、日本語のみとなります。
2. 見守り者は、第22条に従って解約手続きを行わない限り、おでかけ安心プラスの利用を停止することはできません。

#### 第11条（おでかけ安心プラスの料金）

1. 見守り者は、おでかけ安心プラス利用契約に基づき、当社が別途定める料金（以下「おでかけ安心プラス料金」といいます。）を所定の方法により当社へ支払うものとしします。なお、おでかけ安心プラスの利用に関し課され

る消費税その他の税は見守り者が負担するものとします。

2. おでかけ安心プラスを利用する際に発生する通信端末の通信料および通話料はおでかけ安心プラス料金には含まれず、見守り者が負担するものとします。
3. 当社は、おでかけ安心プラス利用契約の解約その他理由を問わず、すでにお支払いいただいたおでかけ安心プラス料金の返還・精算は行わないものとします。
4. 当社は、いかなる場合であってもおでかけ安心プラス料金の日割り精算は行わないものとします。

#### 第12条（おでかけ安心プラス料金の支払い）

1. 見守り者は、おでかけ安心プラス料金を、クレジットカード会社の規約等に基づき、クロスリンクマーケティング株式会社が運営するECサイトを通じて当社に支払うものとします。
2. 見守り者とクレジットカード会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は該当する当事者間で解決するものとし、当社またはスズキ株式会社は一切の責任を負いません。
3. 当社またはスズキ株式会社は、見守り者がおでかけ安心プラス料金の支払いを怠った場合、おでかけ安心プラスの提供を停止することができるものとします。

#### 第13条（規約等の車両利用者への周知・同意）

1. 見守り者は、見守り者または運転者が第三者へ利用対象車両を貸与し、当該第三者（以下「車両利用者」といいます。）におでかけ安心プラスを利用させる場合、本規約およびプライバシーポリシーが適用されることを車両利用者に周知し、または運転者をして周知させるものとし、車両利用者より同意を得た上でおでかけ安心プラスを利用させるものとします。
2. 見守り者は、車両利用者によるおでかけ安心プラスの利用について一切の責任を負うものとし、車両利用者の行為は見守り者の行為としてみなされることに同意します。

#### 第14条（利用対象車両の譲渡時等の取扱い）

見守り者は、見守り者または運転者が利用対象車両を第三者へ譲渡し、また理由の如何にかかわらず、利用対象車両を保有しなくなる場合は、所定の方法に従い事前におでかけ安心プラス利用契約を解約し、おでかけ安心プラスを一切利用しないものとします。また、この場合、当社およびスズキ株式会社は、第26条第1項第5号に基づきおでかけ安心プラス利用契約を解除できるものとします。なお、当社およびスズキ株式会社は、見守り者がおでかけ安心プラス利用契約の解約を怠ったことにより見守り者に損害が発生しても一切の責任を負わないものとします。

### 第4章（見守り者向けサービスおよびサブユーザー向けサービス）

#### 第15条（見守り者向けサービスの内容・利用）

見守り者は、運転者の自宅の登録、見守り者情報の登録、運転者プロフィール登録等の設定機能を使用することができます。見守り者向けサービスの主な内容についてはおでかけ安心プラスホームページ（<https://www.suzuki.co.jp/welfare/information/odekakeanshinplus>）をご確認ください。見守り者向けサービスの対応言語は、日本語のみとなります。

#### 第16条（サブユーザー向けサービスの内容・利用）

サブユーザーは、運転者の位置情報の確認等の機能を使用することができます。サブユーザー向けサービスの主な内容についてはおでかけ安心プラスホームページ（<https://www.suzuki.co.jp/welfare/information/odekakeanshinplus>）をご確認ください。見守り者は、自らの判断で、サブユーザーを設定し、当該サブユーザーに対しサ

ービスの利用を許可することができ、サブユーザーは、見守り者から招待を受けたのちに、所定の登録を行うことでサブユーザー向けサービスを利用できます。ただし、見守り者がサブユーザーに対して、サブユーザー向けサービスの利用の許可を解除した場合、サービスはご利用いただけません。サブユーザー向けサービスの対応言語は、日本語のみとなります。

#### 第17条（見守り者向けサービスおよびサブユーザー向けサービスの利用条件）

1. 見守り者およびサブユーザーは、見守り通信機セット、および通信端末によるおでかけ安心プラスアプリへのアクセスを通じて、見守り者向けサービスまたはサブユーザー向けサービスを利用できます。
2. 見守り者およびサブユーザーは、通信端末の操作等を、安全な場所で（車両走行時には操作等を行わず、停車が認められるスペースに停車した上で）行うものとします。
3. 見守り者向けサービスおよびサブユーザー向けサービスは、おでかけ安心プラスに付帯するものであり、見守り者およびサブユーザーは、見守り者向けサービスまたはサブユーザー向けサービスを無料でご利用いただけます。ただし、見守り者向けサービスまたはサブユーザー向けサービスを利用する際に発生する通信料等は、見守り者またはサブユーザーの負担となります。
4. 利用対象車両または見守り者もしくはサブユーザーの通信端末が電波の届きにくいところにある、もしくは利用対象車両の見守り通信機セット等に故障等のトラブルが生じ通信ができない状況にある場合などには、見守り者向けサービスまたはサブユーザー向けサービスを利用できない場合があります。
5. 見守り者およびサブユーザーは、見守り通信機セットのソフトウェアやおでかけ安心プラスアプリの一部が自動で更新される可能性があることを了承します。なお、更新中は本サービスをご利用いただけません。
6. 前項に基づくソフトウェアの更新時間は、電波状況、通信回線の混雑および利用対象車両に依存し、数分から数時間まで、環境によって異なる可能性があります。

### 第5章（一般条項）

#### 第18条（本サービスの中断）

1. 当社およびスズキ株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断できるものとします。
  - (1) 本サービスまたはそれに関連するシステムの保守を定期的または緊急に行う場合
  - (2) 本サービスまたはそれに関連するシステムが事故等により停止した場合
  - (3) 地震、落雷、火災、水害等の天災、停電、通信インフラの事故、法令または官公庁の要請に基づく場合、その他当社またはスズキ株式会社の責めに帰すことのできない事由により本サービスの提供が困難になった場合
  - (4) その他、不測の事態により当社またはスズキ株式会社が本サービスの提供が困難であると判断した場合
2. 当社およびスズキ株式会社は、前項の中断により、本サービス利用者または第三者に損害が生じた場合、当該損害が当社またはスズキ株式会社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

#### 第19条（本サービスの変更・終了）

1. 当社およびスズキ株式会社は、本サービス利用者へ通知することなく、本サービスの全部または一部をいつでも変更または終了することができるものとします。
2. 当社およびスズキ株式会社は、前項に基づき当社またはスズキ株式会社が行った措置につき本サービス利用者または第三者に損害が生じた場合でも、当該損害が当社またはスズキ株式会社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

## 第20条（免責）

1. 当社およびスズキ株式会社は、本サービスが特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、セキュリティに関する欠陥や動作上の不具合がないことについて何ら保証しません。
2. 当社およびスズキ株式会社は、理由の如何を問わず、本サービス利用者が本サービスを利用したこと、または利用できなかったことに起因して本サービス利用者または第三者に生じたいかなる損害（逸失利益、データの消失などによる損害を含みますが、これらに限られません。）について、当社またはスズキ株式会社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
3. 見守り者は、本サービスの利用に関して運転者、サブユーザーまたは第三者との間で紛争が生じた場合には、当該紛争を見守り者自らの責任と費用で解決するものとします。
4. 当社およびスズキ株式会社は、次の各号の場合には本サービスの全部または一部が利用できず、それにより本サービス利用者に生じた損害に対して、その原因が当社またはスズキ株式会社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
  - (1) おでかけ安心プラス利用契約が有効でない場合
  - (2) 見守り通信機セット等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、当社もしくはスズキ株式会社以外が改造・分解をした場合、もしくは本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
  - (3) 利用対象車両が、地下、トンネル、山間部など電波が伝わりにくいところにある場合
  - (4) 本サービスのマニュアルや見守り通信機セット等の取扱説明書等に記載の事項を遵守しなかった場合
  - (5) 利用対象車両のバッテリーの電圧低下または電源が入っていないなど電力が正常に供給されていない場合
  - (6) 通信端末の OS やアプリが最新の状態でない場合、所定の要件を満たしていない場合を含め、通信端末や通信回線に問題がある場合

## 第21条（登録情報の変更の届出）

1. 本サービス利用者は、氏名、メールアドレスその他本サービスの利用に関して当社へ届け出ている内容に変更または誤りがあった場合は、所定の方法により速やかに当社へその変更内容を届け出るものとします。
2. 前項の届け出を怠ったことにより本サービス利用者に不利益が生じたとしても、当社およびスズキ株式会社は一切の責任を負いません。

## 第22条（利用契約の解約）

1. 見守り者は、おでかけ安心プラス利用契約の解約を希望する場合、おでかけ安心プラスアプリのメニューより「お問い合わせ」を選択し、解約希望の旨を当該お問い合わせフォームに入力し、送信することで当社に解約を届出るものとします。なお、解約の効力は、当社に解約の届出が到達した月の末日をもって生じるものとします。
2. 前項に従い見守り者が解約を届出た場合において、見守り者が当社に対しおでかけ安心プラス料金の未払い債務を有する場合、見守り者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を支払うものとします。

## 第23条（知的財産権）

本サービスにより提供されるコンテンツに関する著作権その他の知的財産権を含む一切の権利は、当社、スズキ株式会社またはその他の権利者に帰属します。本サービス利用者は、私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

## 第24条（委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、第三者に委託できるものとします。

## 第25条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、自己または第三者をして、下記の行為を行ってはならないものとします。当社およびスズキ株式会社は、該当する行為が行われていると判断した場合、直ちに本サービスの提供を中止し、おでかけ安心プラス利用契約を終了できるものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 当社、スズキ株式会社または第三者の権利（個人情報、プライバシー、知的財産権、財産権を含みますが、これらに限られません。）を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (3) 当社、スズキ株式会社もしくは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為、またはそれらの恐れのある行為
- (5) 犯罪的行為もしくはそれに結びつく行為、またはその恐れのある行為
- (6) 私的利用の範囲を超えた営業・営利目的行為
- (7) 本サービス・コンテンツで使用されるデータ、システム、ソフトウェア等に対するハッキング、不正アクセス、不正攻撃またはその恐れのある行為
- (8) 本サービスで利用されるソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングまたはその他のソースコード、構造、アイデアを解析しようとする行為
- (9) 本サービス・コンテンツの全部または一部を複製、転記、抽出、加工、改変、翻訳または翻案等しようとする行為
- (10) 当社またはスズキ株式会社の営業活動を妨害する行為またはその恐れのある行為
- (11) その他当社およびスズキ株式会社が不適切と判断する行為

## 第26条（解除事由）

1. 当社およびスズキ株式会社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者へ通知または催告することなく、おでかけ安心プラス利用契約を解除できるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 当社に対し虚偽の申告をした場合
- (3) 本サービス、本サービスアカウント等を不正に利用した場合
- (4) 見守り者が、おでかけ安心プラス料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
- (5) 見守り者または運転者において、利用対象車両を保有しなくなった場合
- (6) 本サービスの運営を妨害した場合
- (7) 法令または公序良俗に反する行為を行った場合
- (8) 当社およびスズキ株式会社が本サービス利用者として不適当と判断する行為を行った場合

2. 前項に基づきおでかけ安心プラス利用契約が解除された場合において、見守り者が当社に対しておでかけ安心プラス料金の未払い等の債務を有する場合、見守り者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を支払うものとします。

## 第27条（個人情報等の取扱い）

当社およびスズキ株式会社は、個人情報の取扱いの重要性を認識し、本サービスにおいて取得した本サービス利

用者の個人情報および車両情報を、当社が別途定めるおでかけ安心プラスプライバシーポリシーおよび個人情報の取扱いに係る法令（個人情報の保護に関する法律を含みます。）、規則、ガイドライン等に基づき、適法かつ適切に取り扱うものとします。

#### 第28条（権利義務の譲渡禁止）

本サービス利用者は、おでかけ安心プラス利用契約上の地位または当該契約に基づく権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保の用に供してはならないものとします。

#### 第29条（反社会的勢力の排除）

1. 本サービス利用者は、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 本サービス利用者は、自己が、直接的にまたは間接的に、次の各号の行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をする行為、または暴力を用いる行為

(4) 風説の流布、偽計または威力による当社もしくはスズキ株式会社の信用を毀損する行為、または当社もしくはスズキ株式会社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

#### 第30条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社またはスズキ株式会社に損害を与えた場合、当社およびスズキ株式会社は本サービス利用者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第31条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約のそれ以外の部分は、なお効力を有するものとします。

#### 第32条（本サービスの利用範囲）

本サービスは日本国内に居住する本サービス利用者による日本国内での利用を対象としたサービスです。

#### 第33条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約、おでかけ安心プラス利用契約の準拠法は日本法とします。

2. 見守り者と当社またはスズキ株式会社との間で生じた本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2026年4月1日